

意見書案第 1 号

「軍事国債」の発行中止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

提 出 者 中間市議会議員 田 口 澄 雄

賛 成 者 中間市議会議員 柴 田 芳 信

「軍事国債」の発行中止を求める意見書

財政法第4条第1項では「国の歳出は原則として国債又は借入金以外の歳入をもって賄う」旨が規定されています。

旧大蔵省の『昭和財政史』では、戦時中の公債の乱発が財政・経済に危機的状況をもたらしたことへの反省が述べられています。

明治以降の我が国の富国強兵政策は、軍事費を優先させ、国家予算の半分近くを軍事費につぎ込んできました。

また、日清や日露の戦争ともなりますと、国家予算に占める軍事費の割合は、70%・80%を占め、敗戦前の1944年では、国家予算の85.6%が軍事費というまさに軍事一色の国家運営でした。

そのため国の財政は危機的となり、国内経済にも深刻な状況を及ぼし、国民生活は疲弊してしまいました。また、更に軍事的拡大を繰り返すという悪循環に陥りました。

戦後はそのことの反省から、財政法による国債の発行と借入金を禁止したのです。

しかし、同法のただし書で、公共事業費の不足分については、国会が議決した範囲内の公債発行が認められたため、建設国債の名目で、国債が発行されてきました。

そうした中でも、軍事を対象とする国債発行については、「防衛費は、消耗的な性格を持つものであり、建設国債の対象となる公共事業費から除外する」という態度を政府はとってきました。

ところが岸田前政権は、軍事費の大幅増額を求める米政権の要求に応じ、軍事費の2倍化とその不足分の穴埋めのための建設国債の発行を決めてしまいました。

2023年度以降の通算では2兆940億円にも達します。

今軍事費は、米国トランプ大統領の要求に基づいて、さらに増え続けようとしています。しかし、このような戦前の反省をないがしろにする予算執行は、国民生活の破壊と、新たな戦争の危機を招く危険性があります。

即刻、「軍事国債」の発行中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月26日

中 間 市 議 会

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	石 破 茂 様
内閣官房長官	林 芳 正 様
財務大臣	加 藤 勝 信 様
防衛大臣	中 谷 元 様